

令和7年度 児童相談体制等検討部会 ワーキンググループ（第1回）資料

令和7年6月2日

1 令和7年度児童相談体制等検討会における 検討部会・ワーキンググループについて

令和7年度 児童相談体制等検討会における検討部会・ワーキンググループについて

1 児童相談体制等検討部会・ワーキンググループについて

- 令和6年度、**児童相談体制等検討会の下に、検討部会・ワーキンググループ（WG）を設置し、ケース移管や家庭復帰等における手続きや「児童虐待相談等の連絡調整に関する基本ルール」（東京ルール）の運用に関する課題等**について検討
- 令和7年度は、令和6年度の議論を踏まえ、引き続きWGにて実務的な議論を交わし検討を進めた上で、検討部会でその内容を確認

2 各会議の役割、構成委員等について

児童相談体制等検討会	・ 都全体の児童相談体制のレベルを向上させるため、業務の標準化などの6つのテーマの課題や取組状況について、報告、意見交換等を行い、PDCAサイクルを恒常的に回す ・ 都及び区市町村の児童福祉を主管するもので構成【部長級】
検討部会	・ 検討会座長から指示された事項について検討し、検討会に報告 ・ WGでの検討内容を確認、意見交換、承認を行う役割 ・ 都と区市町村の課長級以下の職員で構成【課長級】
ワーキンググループ	・ ケース移管や東京ルールの運用など業務の標準化について、実務的な議論を交わし、検討を実施 ・ 係長、課長代理級の職員を中心に構成【係長級・課長代理級】

3 WGの今年度の到達点：**業務の標準化の内容を議論し取りまとめ、実務者へ周知、理解・浸透を促進**

- 全国ルールの解釈等に関する「ポイント」を策定
- 東京ルールに関する見直しの検討や児相と子家センの円滑な連携に向けた「ポイント」の策定
- それぞれの「ポイント」を実務者へ周知し、理解・浸透を促進

検討会・検討部会・ワーキンググループの今後のスケジュール（案）

※ 下記以外にも、必要に応じて開催

- **第1回 ワーキンググループ【令和7年6月2日（月）】**
「ケース移管」に係る議論
- **第2回 ワーキンググループ【令和7年7月16日（水）】**
「ケース移管」に係る議論まとめ、「東京ルール」に係る議論
- **第3回 ワーキンググループ【令和7年8月中旬頃】**
「東京ルール」に係る議論、その他報告や意見交換が必要な事項
- **第4回 ワーキンググループ【令和7年9月下旬～10月上旬頃】**
「ケース移管」・「東京ルール」に係る議論のまとめ、その他報告や意見交換が必要な事項
- **第1回 検討部会【令和7年9～10月頃】**
ワーキンググループの検討状況の報告・意見交換、その他報告や意見交換が必要な事項
- ◆ **第1回 検討会【令和7年10～11月頃】**
検討部会での検討状況の報告・意見交換、その他報告や意見交換が必要な事項
- **第5回 ワーキンググループ【令和8年1月頃】**
運用状況の検証
- ◆ **第2回 検討会【令和8年1～2月頃】**
ワーキンググループにおける検証結果の報告・意見交換、その他報告や意見交換が必要な事項

2 令和6年度ワーキンググループにおける 検討結果

ワーキンググループでの議論の概要①【ケース移管のルールの確認】

転居や家庭復帰に伴う自治体間におけるケース移管

<概要>

- ・児童の居住地が担当児相の管轄区域外になる場合、転居先の居住地を所管する児相への「ケース移管」の手続を行う
- ・ケース移管は、「全国ルール」(※)に基づき運用

【主な内容】

移管先児相への連絡内容、児相間で共有する資料 等

- ・児相は、転居事実の確認や転居後の地域支援等について子家センと連携して対応

<課題>

自治体間におけるルールの解釈の違いにより手続きや支援が円滑に進まない場合がある

➡ **ルールにおける共通認識が必要**

R6年度の実施

ワーキングを3回開催し、都内の児相間における移管等の手続きの現状及び課題を確認
→議論のポイントや、整理が必要な事項を取りまとめ

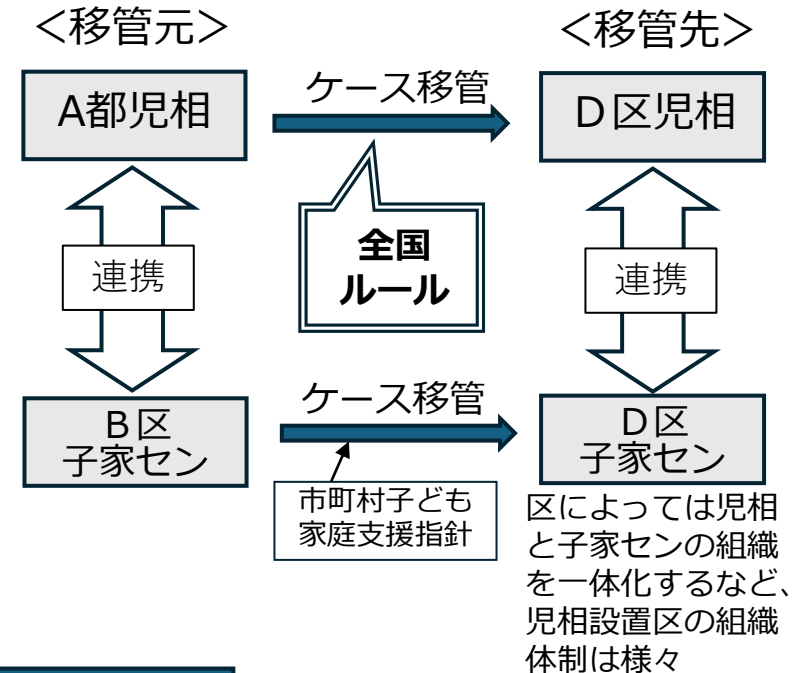
<議論のポイント>

- 全国ルールの遵守**が原則
- 援助の手法等、自治体ごとの独自性は保ち**、よりよい援助につながるものは全体で共有
- 都児相、区児相、子家センそれぞれの視点**から議論

<整理が必要な事項>

- ・移管元から移管先への連絡や受理のタイミング
- ・移管先児相に提供すべき資料の内容や種類
- ・**アセスメントシート**の記載に当たっての**視点の共有**
- ・ルールを**効果的に周知**するための方法 等

【イメージ】



R7年度の実施

- 令和6年度の議論を踏まえ、引き続き、ワーキングにおいて検討の上、全国ルールの解釈に関するポイントを整理・取りまとめ・作成 (年内を目途)
- 実務者への周知や普及啓発を実施 (研修の実施、広報媒体の検討等)
- 運用状況を確認の上、必要に応じて見直しを検討

※ 転居及び一時帰宅等に伴う相談ケースの移管及び情報提供等に関する申し合わせ (全国児童相談所長会)

ワーキンググループでの議論の概要②【東京ルールへの運用に関する検証】

東京ルール

（「児童虐待相談等の連絡・調整に関する基本ルール」）

<概要>

児童虐待相談に適切に対応するための都児相と子家センの連絡調整の基本ルール（H19年度策定。法改正等を踏まえ適宜改訂）
※ルールの円滑な運用に向けた「**共有ガイドライン**」を策定（H26年度）

<主な内容>

- ・子家センと都児相の役割分担
- ・ケースの主担当機関の決定方法
- ・様々なケースにおける連携のあり方（性的虐待、DVケース等）
- ・リスクアセスメント情報の共有 等

<課題>

子家センから児相へ送致や援助要請、児相から子家センへの送致等が円滑に進まない場合がある

➡ **ルールの運用状況の確認**が必要

R6年度の実施

ワーキングにおいて、東京ルールへの運用の現状や課題を確認
→議論のポイントや、整理が必要な事項を取りまとめ

<議論のポイント>

- 都児相と子家センの円滑な連携のため齟齬をなくす
- 東京ルールを活用していない区児相においても、ルールを活用している子家セン等との調整にあたり、ルールを準用

<整理が必要な事項>

- ・家庭養育優先原則やP・マネジ保障等、**基本理念の確認・共有**
- ・子家センから児相への送致等の目安とする**共通のツール**等
- ・協議における**オンラインの活用促進**
- ・送致における児相と子家センの役割分担
- ・特定妊婦に係る子家セン、児相の役割
- ・家庭復帰における児相から子家センへの情報提供のタイミング

- ・専門的相談、法的対応
- ・一時保護、施設入所措置
- ・軽微なケースの区市町村への送致

都児童相談所

高
虐待リスク
低

連携

東京ルール
共有ガイド
ライン

- ・予防的支援
- ・地域での虐待対応
- ・都児相への援助要請、送致

区市町村子供家庭
支援センター

※児相設置区によっては、当該ルールを準用

R7年度の実施

- 引き続き、ワーキングにおいて東京ルールへの運用状況を確認・検証の上、ルールの見直しを検討
- 都児相と子家センの円滑な連携に向けたポイントを整理・取りまとめ・作成（年内を目途）
- ルールの円滑な理解に向けた周知方法の検討（研修の実施、広報媒体の検討等）
- 運用状況を確認の上、必要に応じて見直しを検討

3 ケース移管についての検討

部会の意見を踏まえた検討の方向性（令和6年度第1回WG資料から抜粋）

- 1 全国ルールへの遵守
- 2 全国ルールへの遵守状況の検証、確認。課題があれば課題解消の検討
- 3 児相ごとの援助の手法の独自性尊重。
よりよい援助につながるものは全体共有し、レベルアップ
- 4 都児相、区児相、子家センそれぞれの視点から議論。
オール東京としての対応に向け、取りまとめる

令和 7 年度 検討の方向性②

部会の意見及びワーキングでの意見を踏まえた令和 7 年度の議論のポイント（令和 6 年度第 3 回WG資料より抜粋）		令和 7 年度WGでの議論の進め方
1	対応の整理が必要な事項 （１）移管元児相から移管先児相への第1報のタイミング （２）移管先児相の受理のタイミング （３）転居後の安全確認を誰がどのように行うか （４）移管先児相に提供すべき資料の内容、種類 （５）追加調査を誰がどのように行うか	● 3つの事例を用いて、左記の（１）～（５）の観点から、グループワークにより意見交換 ● 以下の追加議題について全体で意見交換 ✓ 転居の事実の把握 ✓ 児童記録票に記載するポイント
2	アセスメントシートの記載方法や共有のタイミングの共通認識 を図る	● グループで意見交換後、全体で意見交換
3	虐待対応において 異なる手法 を用いている自治体間で、 お互いのツールとして認識 できるとよいこと、連携を円滑にするために あった方がよいことを整理	
4	全国ルール遵守の再徹底、運用の課題の解決方法を検討 （１）移管一か月後の援助方針の再アセスメント実施 （２）家庭復帰前の個別ケース検討会議の実施 （３）要保護児童等に関する情報共有システム（国情報共有システム）の利用	● 全体で意見交換 ※ 3、4（２）、5 はまとめて議論
5	管轄区域外への 家庭復帰の進め方 について、 子家センの視点も交えて共通認識 を図る	
6	ルール等を 効果的に周知し、理解・浸透を促進 するための方法	● 今後のWGにおいて検討



(グループワーク)

下記 (1) ~ (5) の観点 (P.9 -1 対応の整理が必要な事項) について、ご意見を伺いたい

- (1) 移管元児相から移管先児相への**第1報のタイミング**
- (2) 移管先児相の**受理のタイミング**
- (3) **転居後の安全確認**を誰がどのように行うか
- (4) 移管先児相に**提供すべき資料**の内容、種類
- (5) **追加調査**を誰がどのように行うか

➤ 次の3つの事例について、(1) ~ (5) の事務局案を基に検討

1 対応の整理が必要な事項（P.9 -1）

パターン1：調査中移管の場合

- ① 母が父からの暴言・モラハラをA子家へ相談、A子家が虐待主訴で受理。
- ② 母と子（3歳）で女性相談支援センターへ避難。同日、父からの通告（母子がいなくなった、母は過去に子の前で自殺未遂をしたことがある、子どもの状態が心配）でB児相が虐待主訴で受理。
- ③ 母が女性相談支援センター職員に、父母関係不良によるストレスから数日前に自傷行為・薬の多量服用があったと開示した。
- ④ これを受け、A子家、B児相が合同で母面接。母は、自身の自傷行為や薬の多量服用には触れず。面接場面において母は精神的不安定さが見受けられたものの、通院継続はないと判明。
- ⑤ その後、母子がB児相管轄外の母子生活支援施設に入所予定である旨、A子家からB児相へ連絡。
- ⑥ 母子がB児相管轄外の母子生活支援施設に入所。
- ⑦ 翌日、同施設職員からB児相へ「子の様子が不安定、他児や職員へ暴力的言動がある」との報告。
- ⑧ その翌日、母から同施設職員に「（母自身の）状態が悪く子の養育が難しい」との発言があった。同日、B児相が母面接のため同施設を訪問したが、母は児相との面接を拒否。

事務局案	（1）第1報のタイミング	「管轄外の母子生活支援施設に入所予定」との情報を得たら、所内協議の上、転居先管轄児相へ一報。現時点でのB児相の対応方針を説明。緊急時の対応について児相間で確認しておく
	（2）受理のタイミング	B児相から上記連絡を受け緊急受理会議、受理の可否を判断
	（3）転居後の安全確認	- 母子生活支援施設職員による間接現認 - 転居後、移管元のB児相職員が速やかに面接（母は児相に拒否的、移管先児相への円滑な繋がりが困難。今後の支援に繋がる接触の仕方を移管先児相・B児相・移管先子家・A子家で協議）
	（4）提供すべき資料	児童記録票、移管票、一時保護決定に向けてのアセスメントシート、対応経過が分かる資料
	（5）追加調査	- 母子のアセスメント未了、子の心理面接未実施 - 関係者会議を実施し、児相間・子家間で引継を行う。移管元児相は、対応できたこと・対応できていないことを伝え、方針（調査中移管か、指導移管か）を決め、調査事項を引き継ぐ

（子家関連の論点）

- 母子の転居先が宿所提供施設/アパート転宅等の場合における子家の関わり方について

1 対応の整理が必要な事項（P.9 -1）

パターン2：調査中移管（一時保護からの家庭復帰のタイミング）の場合

- ① 母から子（小1、特別支援学級所属）への暴力があり、母から連絡を受けた父が警察に通報。身柄通告により、A児相が一時保護、A児相は虐待主訴で受理。（母は逮捕され、その後罰金刑となった。）
- ② B子家は子が幼児期に養育困難で関与していた歴があるが、現在は関与無し。
- ③ 子は発達障害疑い、家庭・学校共に対応に配慮が必要。これまで父母共に子の対応に苦慮しており、子の特徴に応じた適切な関わりができなかった。
- ④ 母は精神科加療が必要な状態であり、以前は通院・服薬していたが、自己判断で現在は通院中断。
- ⑤ A児相は、家庭環境・家族関係の調整に時間を要するため、一時保護解除後は父母宅への家庭復帰は難しいと判断。
- ⑥ A児相管轄外（C児相・D子家管轄区域）に居住する母方祖父母宅へ家庭復帰、児童福祉司指導措置として一時保護解除とする児相の方針について、父母、母方祖父母、子も同意。
- ⑦ なお、将来的な子の引取を目指し、父母も1～2か月後に母方祖父母宅の所在する区へ転居予定と述べている。

事務局案	（1）第1報のタイミング	- 今後の方針が固まった時点で、移管先児相へ一報し、現時点でのA児相の方針を説明。 - 母方祖父母の養育力・養育環境の調査を誰が行うか、関係者会議の調整等、先方児相と協議
	（2）受理のタイミング	A児相からの連絡を受け、緊急受理会議を実施、受理の可否を判断
	（3）転居後の安全確認	- 一時保護解除の際、A児相単独またはA児相とC児相が同行 - 関係者会議で転居先の所属と情報共有、今後の日常的な安全確認の方法について検討
	（4）提供すべき資料	児童記録票、移管票、一時保護決定に向けてのアセスメントシート、児童通告書（写）、保護当時の身体的虐待による傷痕の写真、対応経過が分かる資料
	（5）追加調査	父母は容易に児と接触できる距離に居住。家族再統合を目指す前提として、父母子の面会交流等のルール作りが必要。関係者会議にて、今後の指導内容や関係機関の対応を整理

（子家関連の論点）

- 関係者会議のタイミング、参加する機関について（移管先の要対協調整機関への依頼が必要）
- 移管先のD子家に対し誰がいつ働きかけるか

1 対応の整理が必要な事項（P.9 -1）

パターン3：児童福祉司指導中移管の場合（複数自治体が関与しているケース）

- ① 離婚父子家庭。A子家が養育困難で係属中の家庭について、所属保育園から「子（3歳）の目の周り、背中に痣がある」との通告を受け、A子家は主訴を虐待に切り替え、送致判断とした。
- ② A子家からの送致を受け、B児相は虐待主訴で受理。職権一時保護後、一連の調査にて家庭復帰判断。父も同意の上で児童福祉司指導措置として、在宅で2か月経過した。
- ③ 父は、一時保護中はB児相との面接や家庭訪問にも問題なく応じていたものの、家庭復帰直後から児相に拒否的になり、連絡が取りづらくなった。
- ④ 保育園への登園もまばらとなり、欠席が続くこともあった。今月に入り、時々父の知人という女性が子のお迎えに来るようになった。（父は保育園には「仕事の同僚」と申告、関係性は不明）
- ⑤ B児相の定期来所面接を電話（留守電）、手紙等で父に伝えるも来所せず。家庭訪問したが会えなかった。
- ⑥ 翌日、父と連絡が取れ「C市（D児相の管轄）へ3週間後に転居予定、今まで住んでいたアパートにはもう住んでおらず、現在はE区（F児相の管轄）の父方叔父宅に滞在。住民票はまだ動かしていない。叔父宅への訪問は叔父家族の迷惑になるのでやめてほしい。父方義叔母（叔父の妻）に頼み、子を保育園に送ってもらうなどの支援もあるので、児相の関与は不要。終わりにしてほしい。」と聞き取った。

事務局案	（1）第1報のタイミング	- 父からの連絡を受け、一時滞在地の管轄のF児相には一報するか検討 - C市（D児相）へは、転居確実と把握でき次第連絡
	（2）受理のタイミング	B児相からの連絡を受け緊急受理会議を実施、受理の可否を判断
	（3）転居後の安全確認	- B児相（またはF児相）が家庭訪問 - 所属保育園と安全確認の方法について確認
	（4）提供すべき資料	児童記録票、移管票、一時保護決定に向けてのアセスメントシート、保護当時の身体的虐待による傷痕の写真、児童福祉司指導の経過が分かる資料
	（5）追加調査	訪問・面接にて、現在の養育状況、転居予定先等を調査（指導中のB児相が実施）、現居住地管轄のF児相にも情報共有するか検討、緊急時の対応についてF児相と確認

（子家関連の論点）

- 送致後の子家の関わり方について

1 対応の整理が必要な事項 <追加議題>

「転居の事実の把握」について

■ 「転居」とは

- ・ 住民票上の異動の手続きが取られていると否とに関わらず、現にケースを取り扱っている児童相談所が調査等により、**「子どもの居住の実態を確認できた時点の状況」**を指す。
- ・ また、現にケースを取り扱っている児童相談所が転居を把握しておらず、転居先の居住地を所管する相手方児童相談所によって転居が確認された場合等も同様とする。
(転居及び一時帰宅等に伴う相談ケースの移管及び情報提供等に関する申し合わせ)

■ 「居住地」とは

- ・ **「人の客観的な居住事実の継続性又はその期待性が備わっている場所」**をいい、住民票記載の「住所」や民法（明治 29 年法律第 89 号）の「住所」又は「居所」と必ずしも一致しない。
(児童相談所運営指針)

【「転居の事実」とは】

- ✓ **住基の異動がなくても、居住実態が移っている**

【「転居予定」との情報を得たら】

- 転居先住所を保護者等に確認（転居後、住基異動を確認）
- 転居予定住所がわかり次第、移管先児相へ一報
- **家庭訪問等により、転居先で生活していることを確認**
- 先方児相へ移管または情報提供することについて、児童・保護者に伝達
- 情報提供の場合、転居先での生活状況について、遠方等の特段の理由がなければ情報提供元児相が実施

【「居所を転々とする家庭」の場合】

- ✓ **居住実態があれば、管轄児相は原則対応**
- ✓ **転居後の安全確認の方法について、移管元・移管先児相間で確認**

【転居先児相の再アセスメントの徹底】

- ✓ **転居ケースを受理した場合には自ら再アセスメントを実施**
- ✓ 不足している情報・アセスメントの根拠を移管元・情報提供元児相へ確認



（ご意見を伺いたい）
転居に係る共通認識（上記事務局案）について

1 対応の整理が必要な事項 <追加議題>

児童記録票に記載するポイントについて

- **児童記録票**（児童相談所運営指針 第9章 第3節 必要書類 児童記録票及びその他こどもに関連した書類は、それぞれのこどもごとに一括してファイルに収録し「児童記録票綴」とする。）は、**各自治体の児童福祉法施行細則等により規定。自治体ごとに様式・内容は異なる。**

【児童記録票の記載内容として想定される事項】

過去歴	・ 児相歴 ・ 子家歴 ・ 施設入所歴 ・ 家裁、警察係属歴
子どもの状況	・ 母子手帳、保健センター情報からの子どもの発育の経過、乳幼児健康診査歴等の情報 ・ 就学、就園歴 ・ 子どもの育ちの過程でのエピソード（入院など） ・ 子供の性格・行動の特徴、障害・手帳の有無、病歴 ・ 子どもの発育への保護者の思いなど
保護者の状況	・ 保護者の就労状況、職業、経済状況 ・ 成育歴 ・ 性格、価値観 ・ 家族、親族や近隣との人間関係 ・ 保護者の医療情報、障害・手帳の有無、病歴
親族の状況	・ 同上
関係機関情報	・ 所属機関、関与機関の子ども・保護者評価
利用できる資源	・ 家庭内外におけるキーパーソン・利用できる社会資源の名称、連絡先等

※ 「児童相談所運営指針第3章第3節4調査事項」及び「子ども虐待対応の手引き第4章1（2）調査（安全確認）で把握・確認すべき事項」を参考に作成



（ご意見を伺いたい）
児童記録票の記載内容のポイントについて（工夫していること、移管元に記載してほしい情報等）

2 アセスメントシートの記載方法や共有のタイミング (P.9 -2)

- 移管・情報提供については、「転居及び一時帰宅等に伴う相談ケースの移管及び情報提供等に関する申し合わせ」（いわゆる全国ルール）に基づき対応
- 全国ルールでは、「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」を用いて、以下のとおり、移管の要否を判断（※ 子ども虐待対応の手引き、児童相談所運営指針もこれを引用）

移管の対象		情報提供
アセスメントシート①から⑦に該当		・ アセスメントシート⑧に該当 ・ 家庭環境が安定しており、転居先の児童相談所による直接介入は不要
対面引継（事前説明・協議、保護者・子どもと同席面接または同行訪問、要対協の個別ケース協議実施）	文書による移管	
アセスメントシート①から⑤のいずれか	アセスメントシート⑥又は⑦に該当	

- 「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」の記載方法は「子ども虐待対応の手引き」に記載
 - ・ 各群の中の小項目から記入。それぞれの小項目について該当すれば□の中にチェック
 - ・ 各群の中で、一つでもチェックが付いた項目がある場合、その群の見出しとなっている質問について「はい」の方にチェック
 - ・ 右側の自由記述欄には、小項目や見出し項目に関してチェックがついた状況を理解するのに必要な情報を記入

（ご意見を伺いたい）



- 1 移管・情報提供の判断の目安として用いるアセスメントシートの記入方法
（誰がどのタイミングで記入しているか、組織的判断の有無、移管先への共有のタイミング）
- 2 記入に迷った事案等

3 全国ルール遵守の再徹底、運用の課題の解決方法を検討（P.9 -4(1)(3)）

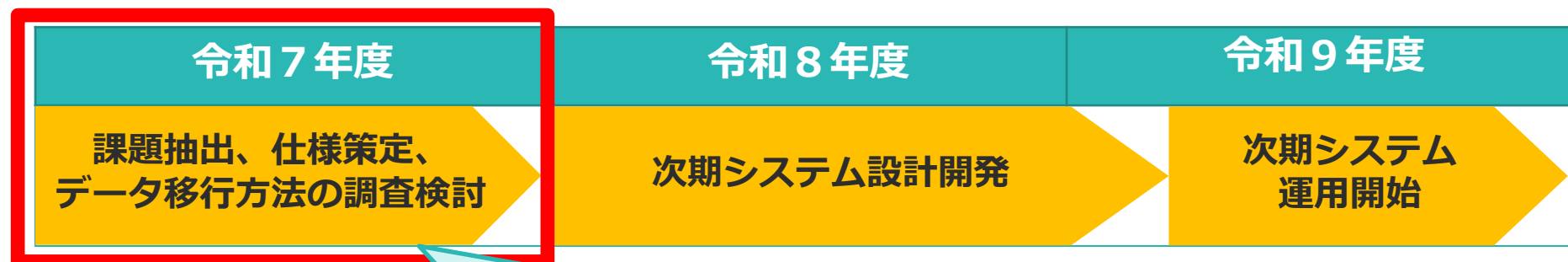
移管一か月後の援助方針の再アセスメントの実施

- 児相間の認識の差をなくす観点から、移管先児相は移管手続き完了後、**少なくとも1か月間は移管元児相の援助方針を継続**。**1か月経た時点で、移管先児相は新たな環境下の家族状況等をアセスメント**し、援助方針を継続するか否か判断。
(転居及び一時帰宅等に伴う相談ケースの移管及び情報提供等に関する申し合わせ)

▶ 各児相において、改めて実施を徹底

要保護児童等に関する情報共有システム（国情報共有システム）の利用

【国情報共有システム更改（R9年度）について】※子ども家庭庁からの情報提供



(国の対応状況)

- R7年2-3月 全国各ブロックの児童相談所にヒアリング
- R7年4月 全国の市区町村に要保護システムの活用状況調査を依頼
- 上記調査をもとに今後有識者による検討会を設け議論
⇒ 仕様要件定義案を策定

(ご意見を伺いたい)



ケース移管に関するシステム等（国情報共有システム・LGWAN掲示板その他）
の活用状況について

4 家庭復帰の進め方 (P.9 -3,4(2),5)

- 異なる手法を用いる自治体間で円滑な連携のためにあったほうがよいこと (P.9-3)
- 家庭復帰前の個別ケース検討会議の実施 (P.9-4(2))
- 家庭復帰の進め方について、子家センの視点も交えて共通認識を図る (P.9-5)

(R6年度ワーキングでの主な意見)

- ・ 事前協議、情報共有の内容やタイミング、共通認識をどこまでもつべきか。
- ・ 家庭復帰を判断した根拠となるアセスメントの内容を子家センと共有することが必要。
- ・ 家庭復帰のためのチェックリストを、子家と児相両者でつけたり、個別ケース協議で提供するなどの効果的活用ができていない状況がある。
- ・ 家庭復帰のためのチェックリストを活用はせず、別の手法を活用している自治体もあるため、共通認識を持つには配慮が必要。
- ・ 異なる手法を用いる他自治体への家庭復帰の際は、移管元児相のアセスメントの内容が、移管先児相や子家センに的確に伝わるような表現での引継ぎが必要



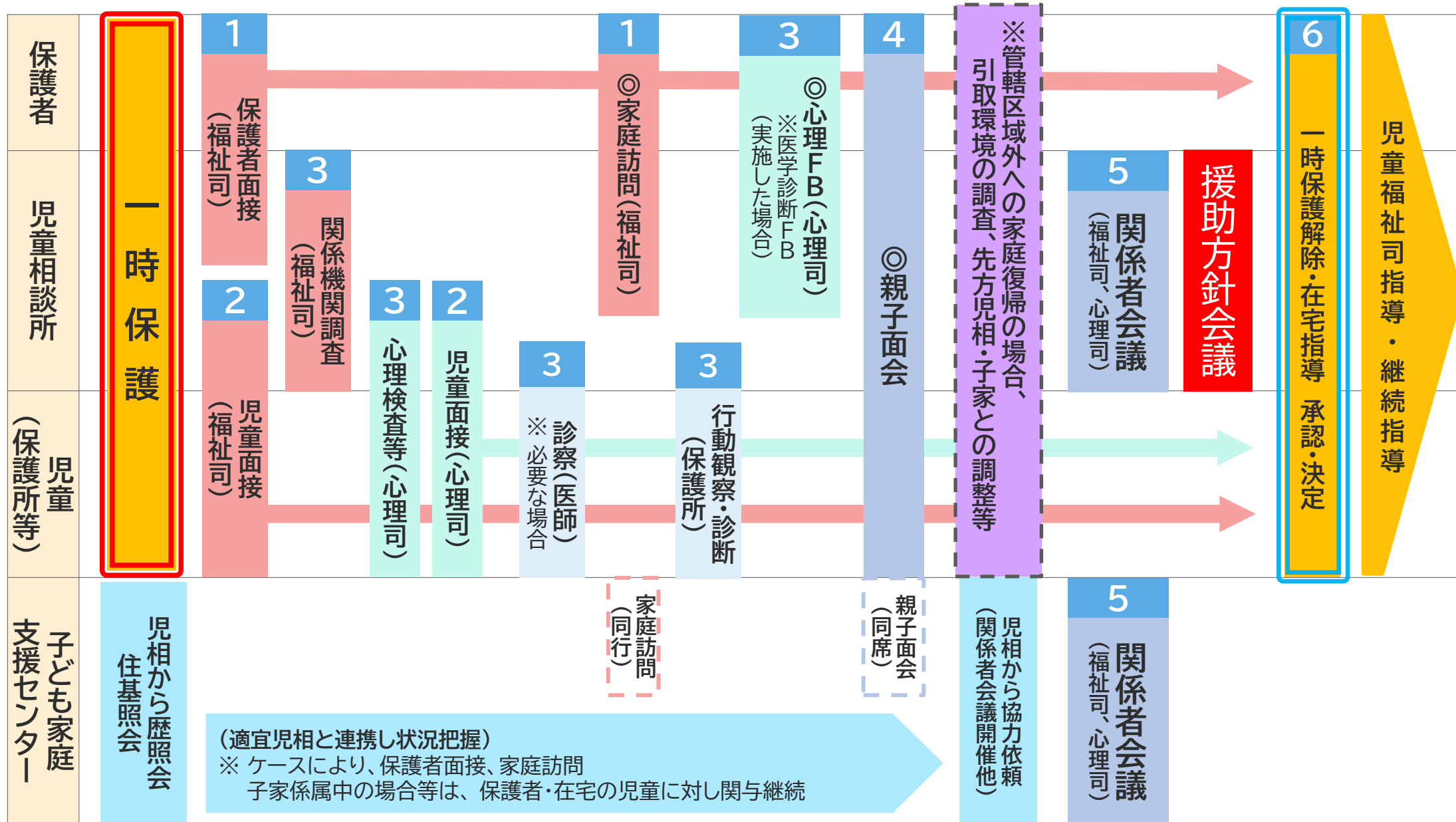
(ご意見を伺いたい)

- 1 一般的な家庭復帰の流れ（一時保護・施設等それぞれから）に関して、次スライド以降で示す事務局案について
- 2 一時保護・施設等それぞれからの家庭復帰にあたって、児相から子家への情報共有のタイミング、内容について
- 3 家庭復帰にあたって子家が重視するポイントについて

4 家庭復帰の進め方 (P.9 -3,4(2),5)

家庭復帰の流れ（一時保護から）

※ 全てのケースが当てはまるわけではありません。
一般的な流れ（案）を示しています。
※ ①～④までの順番は前後することもあります。



4 家庭復帰の進め方 (P.9 -3,4(2),5)

1	保護者 面接	● 一時保護に至る状況の確認・原因の振り返り ● 子どもの成育歴、保護者の成育歴の確認、これまでの養育の振り返り、養育環境・活用できる社会資源の確認 ● 再発防止のための改善策の検討
2	児童 面接	● 一時保護に至る状況の確認・原因の振り返り ● 子どもの成育歴の確認、保護者への気持ち、今後の生活に関する意向の確認、子供の意見聴取 ● 再発防止のための改善策の検討
3	調査 各種診断	● 各種診断（心理・医学・行動）により、子どもの特徴を捉える ● 心理・医学診断のフィードバックにより、子ども・保護者が、子どもの特徴への理解を深める ● 通院先への保護者の医療情報確認・虐待カウンセリング（保護者の医師面接）等により、保護者の状態を把握 ● 所属・関係機関への調査により、所属・関係機関からの保護者・子どもの評価を把握
4	親子 面会	● 再発防止のための改善策を親子・児相間で共有 ● 子どもの気持ち、希望を伝える ● 親子関係の変化の確認
5	関係者 会議	● 地域の関係機関と、児相の対応経過・アセスメントの結果・再発防止のための改善策・家庭復帰の時期を共有 ● 家庭復帰の際、危機的状況が起きた時とは違う支援（者）が入っていることを確認 ● 家庭復帰後の地域での見守り体制の構築・役割分担、次に危機的状況が起きた時の対応を確認
6	一時保護 解除	● 保護者・子供に、今後の児相・地域の関係機関の関わり方、関与の見通しを伝える ● 解除後は在宅指導となるが、在宅生活状況により、指導解除（児相関与終了）となる旨を説明

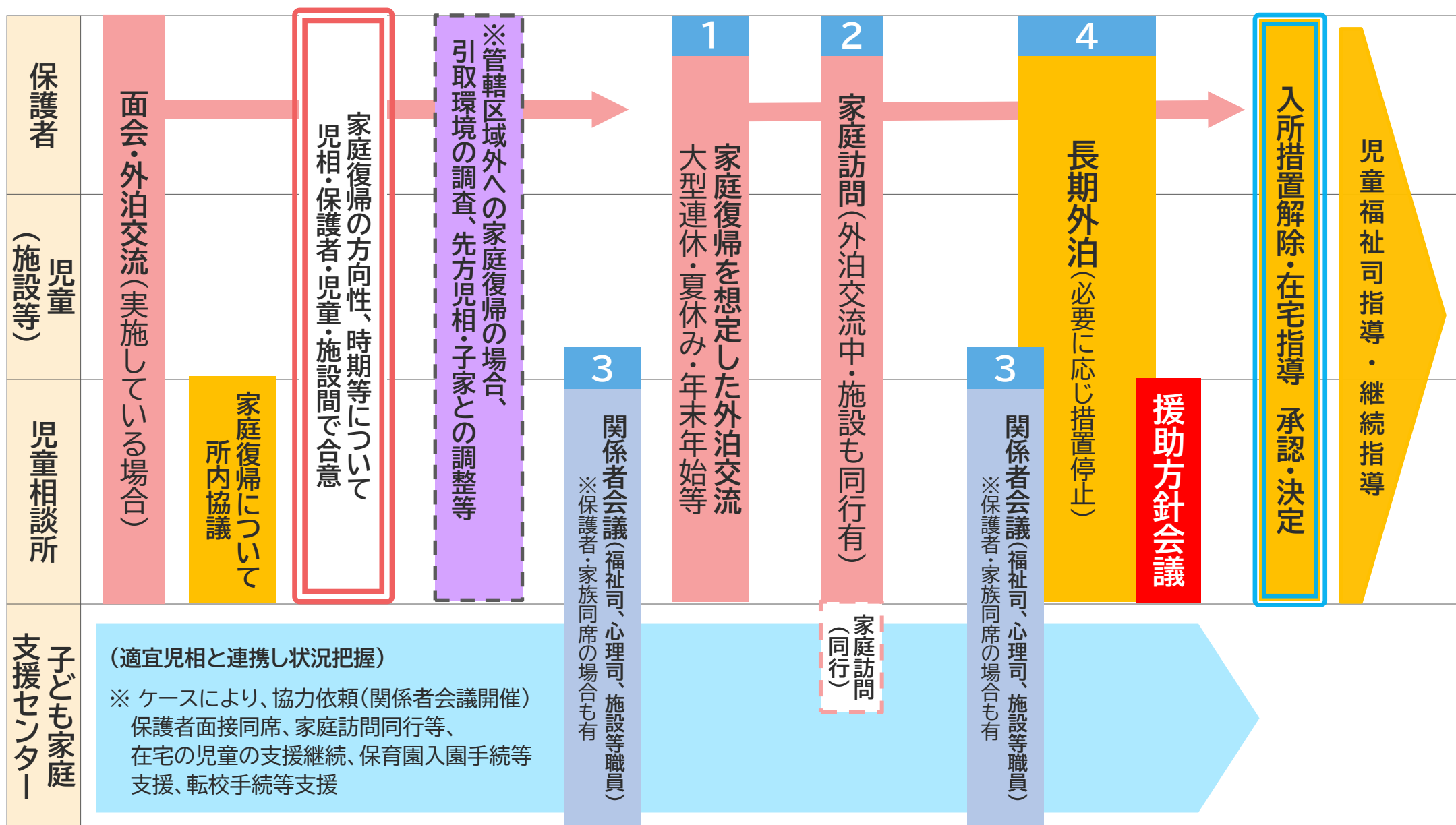
子どもの 意見聴取

子どもの意見又は意向を勘案し措置等を行うため、在宅指導、里親委託、施設入所等の措置、指定発達支援医療機関への委託、一時保護の決定時等（措置等の解除、停止、変更、期間更新時も同様）に、意見聴取を実施

4 家庭復帰の進め方 (P.9 -3,4(2),5)

家庭復帰の流れ（施設等から）

※ 全てのケースが当てはまるわけではありません。
一般的な流れ（案）を示しています。



→ 家庭復帰前に複数回実施。徐々に頻度を増やし、期間を伸ばす。

必要に応じて子家と連携し実施

4 家庭復帰の進め方 (P.9 -3,4(2),5)

1	外泊交流	● 子ども、保護者と面接等を通じ外泊交流の状況を確認（施設も子どもから状況を確認） ● 親子関係の変化の確認 ● 保護者、子どもが親子で生活するイメージを持つ ● 家庭復帰後の生活で起こりうる課題を把握、解決策を検討
2	家庭訪問	● 外泊交流中の状況を直接確認 ● 親子関係の変化の確認 ● 保護者、子どもが親子で生活する具体的なイメージを持つ ● 家庭復帰後の生活で起こりうる具体的な課題を把握、解決策を検討
3	関係者会議	● 地域の関係機関と、児相の経過・現在のアセスメントの結果・再発防止のための改善策・家庭復帰の時期を共有 ● 家庭復帰の際、入所等措置時と異なる支援（者）が入っている、または家庭状況・児童の状況が変化していることを確認 ● 家庭復帰後の地域での見守り体制の構築・役割分担、次に危機的状況が起きた時の対応を確認
4	長期外泊	● 家庭訪問、面接、所属先調査等で生活状況を確認 ● 外泊中に生活状況が一定程度落ち着いていればそのまま入所措置解除、在宅指導へ切り替え ● 保護者・子どもに、今後の児相・地域の関係機関の関わり方、関与の見通しを伝える ● 解除後は在宅指導となるが、在宅生活状況により、指導解除（児相関与終了）となる旨を説明
子どもの意見聴取		子どもの意見又は意向を勘案し措置等を行うため、在宅指導、里親委託、施設入所等の措置、指定発達支援医療機関への委託、一時保護の決定時等（措置等の解除、停止、変更、期間更新時も同様）に、意見聴取を実施